

# 〈多目的ホール・研修室ご利用の皆様へ〉

2015年(平成27年)8月1日改定 ※多目的ホール・研修室については「ホール等」と呼ぶ。

## 1. ご利用お申込について

### ■お申込受付期間

障がい者団体の方	ご利用予定日の 18ヶ月前の月の	初日(毎月1日、1月のみ4日) からご利用日まで
上記以外の方	ご利用予定日の 12ヶ月前の月の	

障がい者団体とは、障がい者の自立と社会参加に寄与する活動を行う非営利団体(法人格の有無は問わない)をいいます。障がい者団体には、団体、事業等の内容が確認できる資料を提出いただく場合があります。

※原則として年中無休。1月のみ初日を4日といたします。  
※毎月初日(毎月1日、1月のみ4日)の取扱いについては、後述の「毎月初日のお申込方法」を必ずお読みください。

※障がい者団体であれば、18ヶ月前の初日より予約可能ですが、利用目的・内容により、障がい者料金とならない場合があります。

■お申込受付時間 10:00～21:00

### ■お申込受付場所

国際障害者交流センター(ビッグ・アイ) 1階フロント  
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1  
TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 E-mail front@big-i.jp

### ■通常のお申込方法

電話、FAXによるお申込方法については、以下の通りです。

- ①お申込受付時間内のみ、受付けます。  
※受付時間外のFAXでの受付は翌日の取扱いとさせていただきます。なお、12月31日の受付終了後は、1月4日の取扱いとなります。
- ②所定の用紙を当センターよりお申込者に送付いたします。必要事項をご記入の上、ご返送ください。  
※郵送される場合、当該郵送にかかる費用はご負担願います。
- ③当センターが所定の用紙を受領後、お申込者に受領確認の連絡をいたします。

### ■毎月初日のお申込方法

- ①初日(毎月1日、1月のみ4日)に障がい者団体の方を対象に、18ヶ月前までのご利用申込を受付けます。(上記以外の方は、12ヶ月前まで)
  - ②予約受付日当日の9:30～10:00の間を「予約受付時間」とし、10:00までに当センターに直接来館された方に対して「予約」を受付けます。
  - ③上記時間中にご利用希望日時が重複した場合、重複した方に限り、当日の10:00以降抽選を実施し、受付優先順位を決定いたします。
  - ④前項の抽選には1団体につき代表者1名だけが参加できます。同一の催物を申込者名称や催物名称を変えて申込むことはできません。当該事実がわかった場合、同団体からのお申込を取消させていただきます。
  - ⑤「予約受付時間」中には第二希望やキャンセル待ちを受付けることはできません。
  - ⑥「予約受付時間」中は、電話、FAXでの受付はできません。
  - ⑦「予約受付時間」以降は、前述の「通常のお申込方法」に則って手続きを行ってください。原則として先着受付となります。「予約受付」の抽選が行われた場合は、抽選に漏れた方のご利用申込を調整後に先着受付を行います。
- ※注意:大・中・小の研修室を同一日時に同一団体が、同一催場で重複してお申込を行うことはできません。ただし、催物の関係上で全室をご利用になる場合は、この限りではありません。

## 2. ご利用時間について

原則として9:00～21:00となります。準備、後片付け等、一切の時間を含みます。9:00以前および21:00以降の延長利用についても、別途定める延長料金をお支払いいただきます。

(ただし、次の利用予定に支障がある場合は延長できませんので、ご了承ください)

## 3. 障がい者料金について

障がい者料金の対象となるのは、申込者が障がい者団体であり、かつ利用目的・内容が障がい者の自立と社会参加に寄与するものとします。障がい者団体とは次の範囲とします。

- 行政機関の障がい福祉関係部署
- 障がい者の自立と社会参加に寄与する活動を行うことを目的として設立された社会福祉法人、公益一般財団法人、公益一般社団法人、特定非営利活動法人等
- 障がい者の自立と社会参加に寄与する活動を行うことを目的として設立された当事者団体、ボランティア団体・グループ等
- その他、これらに類すると館長が認める団体

## 4. お支払方法について

### ご利用料金

- ①ご利用料金、備品使用料金および超過利用料金等の料金については、現金、クレジットカードおよび銀行振込にてお支払いいただけます。
- ②お振込によるお支払の場合、振込手数料はご負担願います。

### 備品使用料金

- ①ホール等の備品使用につきましては、別途料金を申し受けます。
- ②備品使用につきましては、前もってご予約が必要となるものもありますので、当センターまでお問合せください。

## 5. ご利用の契約解除について

次の場合には利用許可を取消しまたは中止させていただきます。

- ①公の秩序・風俗をみだす、またはその恐れがあると認められるとき。
- ②当センターの建物、設備、器具等を破損、または滅失させる恐れがあると認められるとき。
- ③管理の支障となる事実が発生、または発生する恐れがあると認められるとき。
- ④「利用申込書」に記載された目的以外の利用が認められるとき。
- ⑤「利用申込書」に虚偽の記載をしたとき。
- ⑥予約金等が指定された期日までにお支払いされなかったとき。
- ⑦災害時の事故によりホール等が利用できなくなったとき。

※取消しまたは中止により生じた損害等については、ご利用者にてご負担いただきます。なお、⑦の場合を除き、既にお支払いされたご利用料金については返却いたしませんので、ご了承ください。

## 6. ご利用日時の変更について

ホール等を同じ目的でご利用の場合、下記の変更期間であれば1回に限り変更を受付けます。

ホール等	変更手続き期限
多目的ホール	ご利用日の30日前まで
大・中・小研修室	ご利用日の15日前まで

※変更によって既にお支払いいただいたご利用料金に過不足が発生した場合は、後日精算いたします。

## 7. ご利用の制限について

ご利用の権利の譲渡・転貸は固くお断りいたします。

## 8. キャンセル料金について

ご利用者の都合によりご利用を中止した場合、キャンセル料金を申し受けます。詳しくは利用料金表の「6」をご参照ください。

## 9. ご利用前の打合せについて

- ①ご利用日まで(ホール30日前・研修室15日前)に、当センターとスケジュール、プログラム、会場設営および設備等についての打合せを行っていただきます。
- ②ホール等では舞台、音響、照明の業者を指定しておりますので、ご用命ください。なお、ご利用料金等につきましては、別途申し受けます。
- ③付帯設備および備品以外の特殊器具等の持ち込みについては、持込料金をいただくことがあります。
- ④特別に清掃や警備員が必要な場合は別途お申ください。(実費ご負担となります)
- ⑤諸道具類の搬入・搬出が必要な場合は、事前に所定の「計画書」にご記入の上、当センターにご提出ください。

## 10. 関係諸官庁への届出について

催物によっては関係諸官庁への届出が必要になる場合がありますので、当センターにご相談ください。

## 11. 搬入・搬出について

- ①荷物、諸道具類の搬入・搬出は、ご利用者側の責任において行ってください。
- ②搬入・搬出時には当センターの指示に基づいて行ってください。
- ③催物に要する看板・ポスター類を掲出される場合は、必ず当センターの許可を受けてください。
- ④ホール等の備品使用に関しては、必ず当センターの指示に基づいて行ってください。ご使用後は所定の位置に戻しいただき、必ず当センターの点検を受けてください。

## 12. その他注意事項

- ①消防法の規定に従い、収容定員以上の入場をさせないでください。
- ②各消防用設備の機能を損なう行為は行わないでください。
- ③当センター敷地および館内外で、許可なく物品の展示、チラシ等の配布、宣伝または撮影、録音、演奏等の行為は行わないでください。
- ④所定の場所以外での火気の使用、喫煙および飲食は行わないでください。
- ⑤飲食物の持ち込みは固くお断りいたします。なお、当センター内にはレストランがあり、また、弁当等の用意も出来ます。
- ⑥当センターの許可なく、当センター館内外に掲示、釘打ち、画鋏止等を行わないでください。
- ⑦当センターの許可なく、付帯設備等を使用しないでください。
- ⑧ホール等利用中は準備および後片付けの期間を含めて、必ず責任者は常駐願います。
- ⑨ホール等利用中(準備および後片付けを含む)に当センターの付属機器および建物、設備等を破損した場合は、実費を申し受けます。
- ⑩ホール等利用終了後は、必ず当センターの点検を受けてください。
- ⑪他人に危害を及ぼしたり迷惑となる物品(煙火物・爆発物・刃物類)、もしくは動物の種類(ただし、補助犬は除く)を、当センターの許可なく持ち込まないでください。
- ⑫ご利用者は関係者や入場者を含めて、持ち物や貴重品の盗難について責任をもってご自身で管理するよう、注意してください。
- ⑬入場者の受付、誘導、整理等での事故防止に努めてください。
- ⑭国や都道府県等の行政機関が、障がい者に関連する催物開催のために利用日を最優先で決定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑮多目的ホールに付帯するホワイエは、共用トイレもあり、また、当センターが主催する絵画展等(壁面展示)を開催する場合がありますので、占有できない場合もあります。
- ⑯その他、ご利用に関しては当センターと協議・相談の上、その指示に従ってください。